

「かながわ農業活性化指針改定素案」に関する意見に対する県の考え方

- 1 意見募集期間
令和4年12月20日（火）～令和5年1月19日（木）
- 2 意見募集結果の概要
意見提出件数 76件

[意見の内訳]

意見分類	延べ件数
1 指針全般に関すること	13
2 数値目標に関すること	12
3 取組内容に関すること	47
4 その他	4
合計	76

[意見の反映状況]

反映区分	件数
A ご意見は改定案に反映しました	13
B ご意見の趣旨は既に改定素案に盛り込まれています	27
C ご意見は今後の取組の参考とします	24
D ご意見は改定案に反映できません	4
E その他	8
合計	76

3 提出意見に対する県の考え方

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/

C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	3	農業の長期低落傾向と就農者の継続的減少の根本的な原因は「3Kであり、経済的に魅力ある事業分野ではないこと」と思われる。これが、個々の農業従事者が次世代を含めて長期的な展望を持っていないことにつながっているのではないかと思う。事業会社等に農業経営を依存するという施策もあるが、農業従事者の経済的、及び心理的なモチベーションの活性化につながる具体的な施策を打ち出すべきと思う。 なお、補助金によるテコ入れ策では、中長期的に経済的な自立につながらず、さらにグローバル競争下では、競争力を失うことになるので留意いただきたい。	C	本県農業の維持、発展のためには、農業従事者の経済的及び心理的なモチベーションの活性化が非常に重要と考えます。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	3	国は、農地の荒廃化抑止のために助成方法を含め対策を検討している。地域行政は、現在、農業委員会を中心に実施している対策委員会等に地域の農業に精通した人物を含め、その地域にはどんな農業が適しているのか、地域の土壌はどうか、気候はどうか、適合する農産物の選択を行うことが、検討の幅を広げることに結び付くと感じる。	C	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	3	国・県は、荒廃農地の解消の受け皿となる農地の整備を地方行政の要望に応じて行って欲しい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1「(5) 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用」に記載しており、市町村等が地域ニーズに応じて実施する生産基盤の整備を支援してまいります。
4	3	農家の後継者不足を補うための新規就業者が就農しやすい方策を考えて欲しい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1「(1) 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援」に記載しており、新規就農者の確保と定着を推進してまいります。
5	3	土地を持たない就農者に門戸を開く施策は荒廃農地の解消には不可欠と思う。	B	荒廃農地を復旧して一定の技術を有する県民の方に耕作していただくかながわ農業サポーター事業を実施しています。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
6	3	県民920万人という大消費能力は他県にはない魅力であることから、他県生産者や大量消費に向く系統出荷ルート以外の販売の選択肢ができるよう、地産地消を進めてほしい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向2「(2) ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援」に係る内容として記載しており、契約出荷ができるよう農業者と食品関連事業者等とのマッチングを図る商談会の実施やインターネットを含む販売促進の知識や技術を習得できるような研修を実施してまいります。
7	3	変化に対応したり、設備投資を行う担い手に対する補助を考えてほしい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1「(1) 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援」、 「(2) 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援」に記載しており、国庫事業を活用するとともに、スマート化を図る場合の支援等を進めてまいります。
8	1	大変すばらしい指針であるが、この指針を具体的にどのように進めていくか重要である。今回は指針に基づく、各年度の財政措置や各事業までは詳細に踏み込まれていないが、県や市の農業予算は減っていることから、指針どおり進めるのは難しいのではないか。	C	社会情勢を踏まえた重点的な取組について予算を確保することで、農業の活性化につながるよう取り組んでまいります。
9	1	観光農園や交流型などの都市型農業をうまく活用することは非常に素晴らしいが、指針を実現するためには、政策・規制緩和を同時にしていかなないと、農家も一歩を踏み出せない。政策として、農家税制負担の軽減と規制緩和を併せて考えていただきたい。	E	農地に係る税制負担の軽減や農業に係る規制緩和については、円滑な農業経営の継承を図る上で必要なことと考えておりますので、機会を捉えて国に働きかけてまいります。
10	1	自社では、農業生産において、SDGsの考えに基づき様々な取組をしているが、取引が増えることはほぼない。農業者にかかわらず、福祉・環境の関係の方も含めて、より良い社会の風潮を作るため、流通団体の方にも働きかけて欲しい。農業者のSDGsの取組が、認知されて経営が成り立つような方向に進むよう、SDGsの動きを点から面に、さらに立体的な社会の形として位置付けて、共感が得られるような活動を共に進めていただきたい。	C	全庁的にSDGsを推進しており、目標達成に向け、農業も重要な役割を果たしていくものと認識しています。国では、SDGsの概念を踏まえ、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組を推進しています。生産者のSDGsの取組が流通・消費段階へ伝わるよう、国や関係団体と連携して取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関する事/2 数値目標に関する事/3 取組内容に関する事/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
11	3	トップ経営体育成事業のMBA研修後の補助金は、申請から実施までの期間があまりにも短い。ハード事業では、材料費が値上がりしたり、モノの物流が滞っている状況で、年度内着工・年度内完成が、時期によって厳しい。補助金の受給や申請に慣れていない方には、事業が分からず使えないことがある。指針に基づいて確保された予算がある際は、配慮していただきたい。	C	いただいたご意見は、今後の事業の取組において参考とさせていただきます。早めの情報提供及び余裕のある事業計画作成期間の設定等に努めてまいります。
12	4	みどりの食料システム戦略など国の現在の施策を反映し、意欲的な計画である。	B	国の動向を踏まえ、県として必要な施策を推進してまいります。
13	4	国では食料安全保障の観点から、食料・農業・農村基本法の見直し検証作業を行っている。動きとして認識して欲しい。	C	今後も国の動向を注視してまいります。
14	1	3つの「施策の方向」は、キャッチフレーズ等としてはよいと思うが、県がどのような施策を講じようとしているのかが分かり難い。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（V 基本目標と施策の方向）。
15	3	災害等のリスク対策として、既存の補助事業より簡潔・迅速な手続きで行えるような支援を策定してほしい。	E	災害復旧支援につきましては国庫補助金を活用していることから、制度の簡素化等については機会を捉えて国に働きかけてまいります。
16	3	立地条件が悪く、不耕作となっている農地について、就農希望者へのマッチングを進めるため、基盤整備事業の拡充などを支援してほしい。	C	基盤整備事業については、小規模な農地等を対象とした支援策など、きめ細やかな補助メニューがありますので、必要に応じて支援してまいります。また、引き続き、事業ニーズの把握に努めるとともに、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
17	1	「CO ₂ ゼロエミッション化」の注釈が「カーボンニュートラル」の説明を誤って記述している。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（IV 農業を取り巻く環境の変化）。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関する事/2 数値目標に関する事/3 取組内容に関する事/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
18	2	VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 数値目標に「畜産農家が新たに行った飼料生産基盤の強化につながる取組件数」があるが、飼料生産基盤の強化は急務であることから、10年後の目標値ではなく、令和5年度から取組件数の目標を設定すべきである。	B	令和5年度以降、毎年10件取り組むことを目標として設定しています。
19	2	VI 取組内容と数値目標 施策の方向2 数値目標「かながわブランドの認知度」について、県民ニーズ調査の「知っている」25.4%に「言葉は聞いたことがある」46.3%を加えているため、認知度が高く記述されている印象を受ける。掲げる目標指標としては、「かながわブランドを選択して消費している」が適切ではないか。	C	「かながわブランド」の認知度を上げていくためには、まず、「かながわブランド」を知ってもらうことが重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	2	VI 取組内容と数値目標 数値目標設定の考え方だけでなく、令和14年の目標値の算出根拠も示してほしい。	D	令和14年の数値目標はそれぞれ根拠に基づいて算出しておりますが、指針に記載することは考えていません。
21	1	荒廃農地面積が、2015年から大幅に増加している要因について、注釈を入れていただいております。2015年から調査範囲が県のすべての農地に拡大したことはわかったが、それ以前の調査範囲についても記載したほうが分かりやすい。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（Ⅲ かながわ農業の現状）。
22	1	国では食料・農業・農村基本計画（法）の見直しが進められている。かながわ農業活性化指針は10年間としているが、見直し後の基本計画（法）との整合性は図るのか。	C	国では検証部会を立ち上げ、食料・農業・農村基本法の見直しについて検討を開始しましたが、現時点では、方向性が示されておられません。そのため、指針においては基本法の見直しについて触れていませんが、今後、国が示す方向性を踏まえて対応を検討してまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
23	1	消費者の食料自給率に対する関心は非常に高い。しかし、指針では食料自給率についてあまり触れられていない。県の施策との関係もあるかもしれないが、ウクライナの状況も含め、食料自給率の記載を拡充したほうがよい。	B	国では食料安全保障の取組の中で、国内の農業生産の増大（食料自給率の向上）を進めています。 コラム「食料安全保障と県の取組」に、県では地産地消を通して、県民に安定的に食料を供給していくことと、地域において農業が営まれることの大切さや価値を県民に認識してもらうことで、食料安全保障に貢献していくことを記載しています。
24	2	VI 取組内容と数値目標 施策の方向2 「(3) 農畜産物の安全・安心と食育の推進」 給食における地場産物の利用は、食育にとっても、ブランド力を浸透させていく上でも非常に効果がある。数値目標に、学校給食における地場産物の利用率などをいれることはできないか。	C	今年度改訂予定の「神奈川県食育推進計画」において、学校給食における地場産物の活用に係る数値目標を設定することを検討していますが、農畜産物のブランド力の向上の取組の直接の指標とはならないことから、指針の数値目標には設定していません。 なお、学校における食育に地場産物を活用することは、教育上高い効果をもたらすことから、「学校給食における地場産物活用の取組」について、コラムを作成しています。いただいたご意見を参考に、引き続き学校給食における地場産物の活用を推進してまいります。
25	2	国は、みどりの食料システム戦略を策定し、有機農業取組面積の割合を2050年までに25%に拡大する目標を掲げている。指針の有機農業の数値目標は、このみどりの食料システム戦略と整合しているのか。	B	有機農業の数値目標については、みどりの食料システム戦略の2030年目標（KPI）を踏まえた目標としています。
26	3	荒廃農地を減少させるためには、農業者だけでなく、農業に関心のある県民の力を活用してはどうか。ホームファーマーなどの取組もあるが、新規参入していただく方を発掘するという意味でも、県民に対する取組は必要だと思う。県民に、農業の担い手、あるいはサポーターのような形で農業のお手伝いをしていただく方向も大切だと思う。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1 「(1) 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援」に係る内容として記載しており、新たに就農を希望する方に農業の良さを知ってもらう取組の一つとして体験研修等を実施してまいります。また、荒廃農地を復旧して一定の技術を有する県民の方に耕作していただくかながわ農業サポーター事業を実施しています。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
27	3	新規参入者を増やす取組が重要である。農協でも、一般市民を対象に、農業体験や農業のお手伝い、農業講座の実施など新規参入者につながる取組を行っているので、こういった取組に対する支援も検討いただきたい。	C	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	2	VI 取組内容と数値目標 施策の方向3 数値目標にある「県又は農地中間管理機構が直接解消した荒廃農地面積」の「荒廃農地」については、再生利用が可能な荒廃農地（A分類）という認識でよいか。	E	数値目標の荒廃農地はA分類を対象としています。
29	3	荒廃農地のうち、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）については、農地以外の利用の検討、あるいは、農山漁村活性化法による粗放的な農地利用の検討を進めていくという認識でよいか。	E	ご認識のとおりです。ただし、B分類の農地を他利用することが可能となる非農地判断は市町村農業委員会が所管しております。なお、粗放的な農地利用については、個別の農地について検討するものではなく、地域での話し合いに基づき、一定の区域を設けて実施するものと認識しています。
30	3	【主な取組内容】に「農地集積・集約化を促進するため、関係機関と連携し、市町村の地域計画の策定を支援します。」という記載があるが、市町村における人・農地プランの策定において、具体的にどのような支援を市町村に対して行うのか。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 「（5）農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用」）。
31	3	農業者にとって「魅力ある農業」とは、稼げて、休みを取れる農業。農業者は日々美味しい農産物を生産しようと努力しているが、生産資材の価格高騰など生産原価が上がっているため、販売価格に転嫁せざるを得ない場合もある。そのことがきちんと消費者に伝わり、県産農産物の消費につながるとよい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向2 「（1）農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援」に記載しており、生産現場の状況が消費者に伝わるよう情報発信してまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
32	3	トップ経営体の育成事業は、経営に関する知識や情報を得るとともに、他地域の農業者とのつながりもでき、よい取組なので継続してほしい。	C	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	3	環境にやさしい農薬や有機質肥料の使用など環境保全型農業に取り組んでいる。こうした生産者の取組が消費者に伝わるとよい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向2「(1) 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援」、施策の方向3「(1) 環境に配慮した農業の推進」に係る内容として記載しており、消費者への理解の促進も含めて取り組んでまいります。
34	3	女性農業者向けの経営力向上のための研修は、女性が経営の中で力を発揮するためにも、また広い視野を持つためにも良い取組だと思う。女性農業者が研修に参加しやすくなるよう周りの理解が必要と思う。	C	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	3	「被害を受けにくい農作物の普及」とあるが、獣害にあわせて生産する作物を変えるのではなく、生産者が真に生産したい作物を生産できるように、各作物に応じて獣害に強い栽培管理や圃場設計の手法を普及すべきである。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向3「(4) 鳥獣被害対策の推進」に記載しており、防護柵の設置などの鳥獣被害対策技術の普及に取り組んでまいります。なお、「被害を受けにくい農作物の普及」は、立地や経済的理由等により防護柵の設置などの鳥獣被害対策が困難な場合における取組方法の一つとして例示しています。
36	1	農業産出額の減少について、「その要因の一つとして、2018（平成30）年の台風による農業用ハウスの被災や、農産物の価格低迷などがあげられます。」とあるが、2つあげられているため、「その主な要因として～」のように表現を変えた方がよいのではないか。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（Ⅲ かながわ農業の現状）。
37	3	コラム「環境負荷低減事業活動（みどりの食料システム）」の記載で、括弧書きが途中で切れている。「～システム戦略）」等の記述が適切ではないか。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（Ⅵ 取組内容と数値目標 施策の方向3）。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
38	3	【これまでの取組と課題】には「農場HACCP」の記載があるが、【主な取組内容】には記載がない。例えば、「農場HACCPの考え方や手法を活用して安全安心な畜産物の生産を支援する」などの記載が必要ではないか。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向2 「（3）農畜産物の安全・安心と食育の推進」）。
39	2	VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 数値目標の「新規就農者数」には、雇用就農者を含まないのか。	E	数値目標の新規就農者数には、「目標設定の考え方」に記載のあるとおり、雇用就農者数は含みません。
40	2	数値目標に「年間販売額3000万円以上の耕種経営体の育成」があるが、この規模の経営では雇用が必要となる。雇用人材の確保に関する取組の記載が必要ではないか。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1 「（1）多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援」に係る内容として記載しており、雇用人材を含めた新規就農者の育成を、かながわ農業アカデミーで実施してまいります。
41	3	雇用を行う場合、SDGsの面からも労働環境の整備が重要である。賃金、休暇、社会保険など、働きやすい環境の整備に関する取組が必要ではないか。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1 コラム「発展段階に応じた経営体への支援」に記載しており、常雇用を導入した経営を目指す者に対し、かながわ農業版MBA研修において、労務管理に必要な知識の講義や演習を行っています。また、経営発展により新たに雇用が必要となる場合は、希望により社会労務士などの専門家を派遣し、労務管理などの支援を実施しています。
42	3	都市の中で農業を継続するには、生産緑地制度の継続が必要である。	E	農政部局として、生産緑地制度は、都市農業の推進に必要な制度と認識しております。
43	3	VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 「（2）農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援」省エネ技術の導入や化学肥料の使用量の低減が記載されているが、農産物の品質や収量が低下することがないように、技術支援をお願いしたい。	B	事業の実施にあたっては、必要な技術支援を行ってまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
44	3	VI 取組内容と数値目標 施策の方向3 「(4) 鳥獣被害対策の推進」 「被害を受けにくい農作物の普及」の記載があるが、これまで「被害を受けにくい」とされていた農作物が被害にあうこともある。状況が変わってきていると思うので、情報収集・情報提供をお願いしたい。	C	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	3	農業者は鳥獣被害にあっても、被害が小さいと手続きが面倒で報告しないことがある。そのため、被害実態が正確に把握できていない。アプリ等を活用し、農業者が簡単に報告できるシステムがあれば、より被害実態が把握できるのではないか。長崎県五島市では、捕獲情報などをアプリで収集し、マップ化し共有する仕組みの運用を始めている。	C	野生鳥獣による農業被害については、国からの依頼である「野生鳥獣による農作物の被害状況報告」に基づき、市町村が実施主体となり地域の特性に応じて調査を行っています。ご提案のアプリなど活用できるシステムの導入については、類似した事例があれば、市町村に情報提供するなど、地域の農協など関係者による調査の効率化を図ってまいります。
46	3	畜産経営の体質強化の支援として、「生産性や収益性の向上」が記載されているが、これらに取り組むためには、それぞれの経営がどの位置にいるのか把握した上で進める必要がある。酪農では牛群検定が有効と思うので、普及を進めてほしい。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 「(4) 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援」）。
47	3	地域の農業を守っていくためには、新規参入者や地域住民にも地域の活動（水路の清掃など）に関心をもってもらい参加してもらうことが必要と考える。「地域の農業を地域で守る」意識の醸成に取り組んでほしい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向3 「(2) 農地等の活用・保全」、 「(3) 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進」に係る内容として記載しており、都市と農業の共存を図るため、農業の有する多面的機能や農業生産活動に対する県民への理解促進に取り組んでまいります。
48	3	農地の活用には、農地を利用しやすくする取組が必要。農業機械の大型化やスマート化に対応するため、農道など基盤整備を進めてほしい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1 「(5) 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用」に係る内容として記載しており、農道等の整備については、きめ細やかな補助メニューがありますので、必要に応じて支援していくとともに、引き続き、事業ニーズの把握に努めてまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
49	4	2027年に横浜で国際園芸博覧会が開催されるが、花き業界の活性化につながるとうい。	C	2027年国際園芸博覧会を盛り上げるため、博覧会協会や国、横浜市等と連携して機運醸成に努め、花き業界の活性化につながる取組などを支援してまいります。
50	3	スマート化については、現状、必要な半導体が高く、費用対効果が厳しい。今後、半導体が値下がりし、導入経費が下がったときに、しっかり持続的に導入できるよう下地づくり（使い方や設置方法の周知など）に力を入れるべきだと思ふ。	C	施設園芸の環境制御機器について、目標とする経営に応じた導入のモデルや活用方法については「施設栽培の収量や品質を向上させたい方へ」としてパンフレットに整理し、トマト栽培については農業技術センターでの研究結果を「かながわトマトICT活用ガイド」として取りまとめています。今後も、試験研究や実証展示ほにより、費用対効果の検証も行いながら、本県農業に適したスマート技術の取りまとめ・周知を進めてまいります。
51	2	V 基本目標と施策の方向 担い手の育成・確保目標を総合的な数値目標に位置付けるべきである。 ①「農地面積」と「農業産出額」の総合的な数値目標を定めるのであれば、「農地」を活用・保全し、「農業産出額」を支える最も重要な基本要素である「担い手の育成・確保」に係る総合的な数値目標を定めるべきである。 ② 農地面積や農業産出額は、いずれも農業行政の関与が間接的限定的になってしまう指標であるのに対して、担い手の育成・確保については、県として直接的具体的な施策を持って主体的に関与できる指標であることから、総合的な数値目標を設定すべきである。 ③ 担い手の育成・確保が喫緊の最重要課題であることは、行政、農業関係団体に共通する認識と考えられ、本素案でも記載、分析、位置づけがなされていることから、担い手の育成・確保を総合的な数値目標から除外することは県の考え方・姿勢の一貫性に欠け、県民・農業者・関係団体に対して説得力のある指針にならないのではないか。	C	担い手の育成・確保は重要な課題であることから、数値目標として、施策の方向1に「新規就農者」、「新規参入法人数」及び「年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数」を設定するだけでなく、総合的な数値目標に、担い手の数値目標について施策の方向1の目標として設定していることの記載を追加しました。引き続き、担い手の育成・確保、かながわ農業の次世代への継承に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
52	3	脚注45「農業保険」、46「農業共済」、47「収入保険」の説明は重複する記載や説明が不十分と思われる記載があるので、以下の記載とすることを検討願います。 45「農業保険」 「農業共済」と「収入保険」の2つの事業からなる公的な保険制度。 46「農業共済」 対象品目(米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウス、農機具など)について、自然災害や事故等によって農業者が受ける損失を補填する保険制度。 47「収入保険」 全ての農作物を対象に、自然災害等による減収だけではなく、価格低下、災害で作付け不能、けがや病気で収穫不能など様々な要因による農業収入の減少を補填する保険制度。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 「（6）災害等のリスク対策の取組強化」）。
53	3	VI 取組内容と数値目標 施策の方向3 「（2）農地等の活用・保全」 頭首工や農業用水利施設等の生産基盤の長寿命化対策や更新等の整備は重要であるが、日頃からの維持管理が適正に行われてこそであり、それを担っている組織（土地改良区等）への支援を記載すべきである。県有土地改良財産を受託管理している土地改良区もある。地域ぐるみで行う農地の保全活動や里地里山保全への支援の記載はあるが、県内農地の約2割約3,500haを受益とする農地や農業用施設の保全を担う最も基本である土地改良区への支援の記載が無い。これまでも、県は国の補助事業を活用した管理運営強化支援（複式簿記導入等会計指導）や、電気代高騰への支援等に取り組んでいる。	C	農業の生産基盤である土地改良施設の維持管理等を担っていただいている土地改良区等の重要性は認識しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
54	3	写真「排水機能を向上させる水路整備」は、整備後だけでは一般の人には効果が理解しにくいので、整備前後の写真にすべきである。キャプションだけでは伝わらない。	A	いただいたご意見を踏まえて、写真を変更しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 「（6）災害等のリスク対策の取組強化」）。
55	3	田んぼの生き物調査や出前講座等は、将来を担う子供達を中心とした県民の農業への理解促進に効果的な取組と考えるが、コロナ禍で自粛傾向にあると伺っているので、新年度からはしっかりと感染予防対策を講じた上で本格的に再開していただきたい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向3 「（3）農業の有する多面的機能等への県民の理解促進」に記載しており、都市と農業の共存を図るため、農業の有する多面的機能や農業生産活動に対する県民の理解促進に取り組むこととしています。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
56	2	V 基本目標と施策の方向 総合的な数値目標では、第一番目に「担い手の育成・確保」に関する目標値を設定し、例えば「年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数」を格上げすべきである。 優良農地を確保しても担い手がいなければ目指す姿の「農業者が意欲をもって安定的に生産」は担保できない。市町村が策定する地域計画でも将来どこの農地をどの担い手が耕作するという目標地図を作ることになっていて、担い手の育成・確保と農地の確保は両輪で考えるべきである。農業経営体は減少傾向にあるが、法人は増加傾向にある。しかし、将来独立就農も期待される雇用就農者は増加傾向になく横ばいであり、常時雇用の体力を備えた年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数を増やす目標値で、かつ本県農業の牽引役となるトップ経営体の育成の成果であり、担い手育成・確保にふさわしい目標と考える。	C	担い手の育成・確保は重要な課題であることから、数値目標として、施策の方向1に「新規就農者」、「新規参入法人数」及び「年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数」を設定するだけでなく、総合的な数値目標に、担い手の数値目標について施策の方向1の目標として設定していることの記載を追加しました。引き続き、担い手の育成・確保、かながわ農業の次世代への継承に取り組んでまいります。
57	3	食品メーカーや小売業等は資材価格の高騰分を数回にわたり製品価格に転嫁できているが、農業者はなかなか転嫁できず厳しい経営を余儀なくされている。そこで、資材価格の高騰対策として、農業者が農産物価格への転嫁に対する県民のコンセンサスを得られるよう、関係団体と連携した広報活動等について記載して取り組んでほしい。	C	生産資材の高騰による生産コストの増加分を適切な農畜産物価格として転嫁するには、県民の理解醸成の取組が必要だと認識しております。現在、国では、消費者が国産農畜産物を積極的に選ぶ状況を作り出すための国民運動として、「ニッポンフードシフト」を展開しています。県では、こうした国民運動と連動して、地産地消など、県産農畜産物の消費拡大の取組を展開してまいります。
58	1	II これまでの取組と課題 「販売額を増加するためには」とあるが、「農業所得向上のために」とし、生産コスト低減に向けた取組も必要である旨を明記すべきではないか。	C	前段の「県産農畜産物の販売額や農地面積は減少しており」を受けての記載となっています。いただいたご意見を参考にし、生産コスト低減や省エネ対策、化学肥料低減、飼料生産基盤の強化などに取り組んでまいります。
59	1	V 基本目標と施策の方向に記載の「合理的な価格」ではなく、適切な価格形成の実現を意識した「再生産可能な価格」とすべきではないか。	D	本記載は、神奈川県都市農業推進条例の抜粋であるため、「合理的な価格」としていません。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関する事/2 数値目標に関する事/3 取組内容に関する事/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
60	3	家畜伝染病の発生予防やまん延防止、危機管理体制の構築に加え、万が一発生した場合の再建支援をする旨を明記すべきではないか。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 「（4）畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援」）。
61	1	33の基礎自治体なくして県は成立しないので、各章に各市町村の状況等を記載するか、各市町村の現状や特色、取組、課題を踏まえて、県として目指すべき姿や方向性等を示す章を立ててほしい。	D	市町村共通の取組や課題も多く記述の重複が多くなるため、市町村別の記載はしていません。指針では、県全体を「都市農業」として作成しています。
62	3	VI 取組内容と数値目標に記載されている【主な取組内容】は、全体的に連携や推進、支援や充実、強化や展開、普及や図る等の表現に止まっており具体性に欠けるので、例示を盛り込むなど取組がイメージできる文章に改めてほしい。	B	指針では重点的に取り組む施策について記載しており、各事業の詳細については記載していませんが、主な取組や事例については、コラム等に記載しています。
63	3	VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 認定農業者を増やすための取組として県独自の助成制度を創設し、【主な取組内容】に記載してほしい。	D	認定農業者は地域農業の振興に向け重要な役割を担っていると認識しています。認定農業者制度の拡充については機会を捉えて国に働きかけてまいります。
64	3	物価高騰の継続を見据え、必要に応じて燃油・肥料・飼料等への持続的な支援を行っていくことを【主な取組内容】に記載してほしい。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1 「（2）農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援」に係る内容として記載しており、この中で持続的な支援を行ってまいります。また、令和5年度以降も、資材価格の高騰が継続した場合、対策の継続や十分な予算措置を行うよう国に要望しています。
65	3	【主な取組内容】にある「市町村の地域計画の策定を支援します」は、支援する具体的な内容を記載してほしい。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向1 「（5）農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用」）。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
66	3	【主な取組内容】に、みどりの食料システム法に基づき、市町村と連携して基本計画を策定する旨を記載してほしい。	A	いただいたご意見を踏まえて、記載を修正しました（VI 取組内容と数値目標 施策の方向3 コラム「環境負荷低減事業活動（みどりの食料システム法）」）。
67	3	VI 取組内容と数値目標 施策の方向2 「（3）農畜産物の安全・安心と食育の推進」の【主な取組内容】として、「食に関する知識や地域の食材への理解を深めるため、県産農畜産物を活用した学校給食等を推進します」とあるが、有機農産物について追記していただき、「県産農畜産物並びに県産有機農産物を活用」としてほしい。また、コラム「学校給食における地場産物活用の取組」においても、「地場産物」についての記述に加えて、有機農産物の活用についても追記してほしい。	C	学校給食における有機農産物等の使用については、現状では有機農産物の生産量が充分でなく、必要な数量の確保などの課題があると認識しており、追記することは難しいです。県では有機農産物の生産拡大に取り組むこととしており、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
68	2	VI 取組内容と数値目標 施策の方向2 数値目標に、地場農畜産物と有機農産物への消費者の理解と支持を図る項目を追加してほしい。	C	地場農畜産物への消費者の理解については、「かながわブランド」の認知度が参考になると考えています。有機農産物への消費者の理解については、数値目標の設定は行いませんが、県産農畜産物の販売促進に取り組む中で、理解と支持が得られるよう、取り組んでまいります。
69	2	数値目標として「販売金額3000万円以上の耕種経営体数」の記載があるが、農業経営を考えた場合、販売金額ではなく農業所得の向上の取組が必要である。	B	農業所得は統計データ等から把握ができないため、統計データ等から把握が可能な販売金額を数値目標として用いていますが、農業所得の向上については、施策の方向1 「（1）多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援」の中で取り組んでまいります。
70	3	企業が障がい者雇用率制度の対策として、障がい者を雇うために農作物の栽培を行い、生産物は社員に無料で配布するケースがある。県として、どのように農福連携を推進するのか。	B	施策の方向1 「（1）多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援」に係る内容として記載しており、農業者と障がい福祉サービス事業所のマッチングや同事業所の農業参入への支援など、既存の農業者の労力確保につながる取組等により、障がい者の農業現場での就労の推進に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
71	3	農家がスマート技術を導入するには多額の費用が必要である。スマート農業への移行について、どのように考えているか。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1「(2) 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援」に係る内容として記載しており、都市農業の実情に即したスマート技術の研究開発と導入促進や、機械等の導入コストを低減するため、機械の共同利用や農業支援サービスの利用等を促進してまいります。
72	1	現在の日本は米を除いては国内自給率100%とはほど遠い状況であり、紛争等により世界情勢が不安定になると輸入に頼ることは出来なくなり、食糧難に陥る可能性がある。平地が少なく国土の狭い日本では難しいかもしれないが、安全・安心な食料を確保し、少しでも自給率100%に近づけていく施策が必要と思う。	B	国では食料安全保障の取組の中で、国内の農業生産の増大（食料自給率の向上）を進めています。 コラム「食料安全保障と県の取組」に、県では地産地消を通して、県民に安定的に食料を供給していくことと、地域において農業が営まれることの大切さや価値を県民に認識してもらうことで、食料安全保障に貢献していくことを記載しています。
73	3	従来から続いている個人経営から脱却し、組織的経営（利益を追求する株式会社ではなく第三セクターのような）を目指して後継者不足による農地荒廃や生産量減少対策をするとともに、生産性を高めて農業が継続出来るようにしていかなければいけないと考える。組織的経営により、個人経営では無理があった機械類の有効活用が図られるため償却費の面からも有利になる。 具体的な施策としては、①耕地整理による狭小・変形ほ場整備②農道の拡幅と路肩整備③農業用水路の整備（漏水対策、中小堰整備）などを実施して、大型機械や運搬車両を導入しやすくして作業効率を向上させることは有効だと思う。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1「(5) 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用」に記載しており、生産性の向上及び農地集積・集約化を促進するため、地域の合意形成を働きかけ、中心となる農業者や生産を振興する農作物などを見据えたほ場等の整備を推進してまいります。
74	3	里山については、古来からの日本の美しい自然と調和した田園風景であり、心が癒される。指針案にもあるように、是非残してもらいたい。	E	地域住民等による里地里山の保全活動への支援や、里地里山に触れ合う機会の提供に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）：1 指針全般に関すること/2 数値目標に関すること/3 取組内容に関すること/4 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は改定案に反映しました/B ご意見は既に改定素案に盛り込まれています/
 C ご意見は今後の取組の参考とします/D ご意見は改定案に反映できません/E その他

意見番号	意見分類	意見要旨	反映区分	県の考え方
75	4	食の安全保障は最終的には国（政府）の責任である。インフラ整備と同様に農業施策にももっと補助金を出して、農業従事者がやりがいをもって作業に邁進できる環境を作っていただきたいと国に要望してください。	E	ご意見については食料の安定供給を促進する上で必要なことと考えておりますので、機会を捉えて国に働きかけてまいります。
76	3	今後貸したい農地が増えても、借り手（担い手）が増えていく見込みは小さい状況であることから、農家以外からの新規就農や既存農家の親元新規就農を促進させ、農業従事者を増やしていくことが何よりも重要である。現状の支援政策をより充実させていく必要がある。	B	ご意見の趣旨は、施策の方向1「（1）多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援」に記載しており、新規就農者の育成をかながわ農業アカデミーで実施するほか、新規就農者の確保や定着に向けて資金面の支援などに取り組んでまいります。